法人役員等の報酬等に関する規程

（目的）

第１条　　この規程は、社会福祉法人浄華福祉会（以下「この法人」という。）の役員及び評議員等の報酬等について必要な事項を定めるものである。

（定義）

第２条　　この規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。また評議員等とは、評議員及び評議員選任・解任委員をいう。

（報酬）

第３条　　役員及び評議員等が、理事会及び評議員会等に出席した場合の報酬は日額5,000円とする。

２　監事が理事会以外の日において、法人及び施設の指導監査への立会及び運営状況の指導または監査の業務にあたった場合の報酬は、日額10,000円とする。その他理事及び評議員等が業務にあたった場合の報酬は、日額5,000円とする。

（適用除外）

第４条　　施設の職員を兼務する役員は、この規程を適用しない。

（改廃）

第５条　　この規程の改廃は、理事会の決議を経て、評議員会の決議により行う。

附則

この規程は、平成２９年４月１日より適用する。